

液化石油ガス販売所等変更届書

必 要 書 類

1) 住所、氏名、代表者、名称等の変更、販売所の新設の場合

1. 液化石油ガス販売所等変更届

液化石油ガス販売所等変更届書(様式5)

業務主任者等選任(解任)届書(様式10)(販売所の新設の場合)

・法人の場合、登記事項証明書

・個人の場合、住民票(写し)

以下2. ~ 3. は、自社で保安業務を行っている場合

以下4. ~ 7. は、該当がある場合

2. 保安機関変更届

保安機関の氏名又は名称、住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更、事業所の所在地の変更(支店・販売所等の名称変更は除く)

保安機関変更届書(様式20)

緊急時対応を行う事業所の所在地を変更した場合

・事業所の位置及び一般消費者等の範囲を示した図面

氏名、名称、代表者、住所等の変更の場合

・法人の場合、登記事項証明書

・個人の場合、住民票(写し)

3. 保安業務規定変更認可申請

保安業務規定変更認可申請書(様式18)

保安業務計画書(様式13)

保安業務規定

4. 特定液化石油ガス設備工事事業変更届

特定液化設備工事事業変更届書(様式57)

氏名、名称、住所等の変更

・法人の場合、登記事項書証明書

・個人の場合、住民票(写し)

5. 高圧ガス販売事業届(住所が変更の場合)

高圧ガス販売事業届(高圧法液石則様式第21)

高圧ガス販売事業廃止届(高圧法液石則様式第25)

移転前の住所で届け出ていた上記 の廃止を届け出る。

- ・法人の場合、登記簿謄本(写)
- ・個人の場合、住民票(写)
- 委任状(代表者以外の者が提出手続きをする場合)
- 高圧ガス販売計画書
- 販売所の位置図
- 貯蔵施設の位置構造図(設置する場合)
- 貯蔵施設設置許可申請書(液石法様式第28)
- 貯蔵施設等完成検査申請書(液石法様式第31)
- 販売先保安台帳の様式
- 容器授受記録簿の様式
- 高圧ガス販売主任者届書(高圧法液石則様式第34)
- 資格免状の写し

- 6. 高圧ガス関係変更届(氏名、名称、地名変更の場合)
 - 高圧ガス関係変更届書(様式なし)

2) 貯蔵施設の変更

- 液化石油ガス販売所等変更届書(様式5)
- 貯蔵施設明細書
- 貯蔵施設の位置図(位置を変更した場合)
- 貯蔵施設の構造図(構造を変更した場合)
- 貯蔵施設の付近見取図(位置を変更した場合)
- 賃貸借契約書(共同使用の場合に限る)

3) 貯蔵施設を所有又は占有しない理由を変更した場合、貯蔵施設を所有しなくなった場合

- 1. 第一種製造者又は、第一種貯蔵所への委託の場合
 - 委託契約書の写し
 - 許可証の写し
- 2. 第一種製造者等と資本関係にある配送業者に委託
 - 委託契約書の写し
 - 許可証の写し
 - 第一種製造業者等と資本関係を示す書面(配送業者に委託する場合のみ)
- 3. 農協等が貯蔵施設を所有し、常に仕入れができる場合に該当
 - 組合等の販売事業登録通知の写し
 - 組合員の名簿
 - 組合定款

4. 販売所に近接して、第一種製造事業者の所有又は占有する貯蔵施設がある場合

許可証の写し

第一種製造事業者と資本関係を示す書面

販売所と第一種製造事業者が所有、占有する貯蔵施設との位置関係を示す図面

4) 損害賠償措置を変更した場合

変更の内容がわかる書面

様式第5 (第9条関係)

× 整理番号	
× 受理年月日	

液化石油ガス販売所等変更届書

年 月 日

様

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

- (備考)
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - ×印の項は記載しないこと。
 - 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

貯 蔵 施 設 明 細 書

販売所の名称、所在地及び貯蔵施設の位置、面積				
販売所の名称			販売所の所在地	
貯蔵施設の位置	販売所の同一敷地内			
	販売所の敷地外 住所:			
	販売所からの距離:		m(5km以内のこと)	
管理人常駐 さく へい 貯蔵施設の施錠				
当該販売所専用で独立した貯蔵施設		他の販売所と共同使用で独立した貯蔵施設	高圧ガス保安法の容器置場内を区画した貯蔵施設	
貯蔵施設面積	m ² (面積の算定は、柱、壁の中心線から)			
貯蔵施設の技術上の基準に対応する事項				
施設距離等	最も近い第一種保安物件までの距離			
	保安物件の名称			
	第一種施設距離	法定距離: m(障壁設置時距離: m)	実際距離: m	
	最も近い第二種保安物件までの距離			
	保安物件の名称			
第二種施設距離	法定距離: m(障壁設置時距離: m)	実際距離: m		
施設距離の不足に対する障壁の必要性 有 無				
障壁構造	障壁の有無	有 無(無の場合の壁の材質:)		
	有の場合の構造			
	鉄筋コンクリート製(壁兼用 独立 その他())			
	高さ	m 厚さ	cm 直径	mm 鉄筋を縦
			cm 横	cmの間隔で配筋
	コンクリートブロック製(壁兼用 独立 その他())			
	高さ	m 厚さ	cm 直径	mm 鉄筋を縦
			cm 横	cmの間隔で配筋、ブロック空洞部にコンクリートを充てん
	鋼板製(壁兼用 扉兼用 独立 その他())			
	鋼板の厚さ	mm 高さ	cm 幅	cm
補強 mm × mm の等辺山形鋼を 縦			cm 横	
		cm 間隔に溶接補強		
施設距離内に保安物件がある場合の有効な保護状況(斜角)		別図のとおり		
貯蔵する貯蔵の能力が最大容器(通常は50kg容器)の頂部と障壁の頂部を結んだ直線の延長線上に保安物件が係っていないことを記載した図面であること				
屋根	屋根組	形鋼 軽量形鋼 その他鋼材()		
	屋根の材料	薄鉄板 石綿スレート その他()		
扉	鋼板製の障壁扉 障壁以外の鋼板製 シャッター その他()			
滞留防止措置	換気口			
	床面に接し、かつ、外気に面して設置した換気口を 方向 カ所に設置			
	法定必要換気口面積 に対し、実際換気口面積は			
	・法定換気口面積	貯蔵施設面積	m ² (面積の算定は、壁の内側の寸法より算出する) × 300 / m ² = ~ (A)	
	・実際換気口面積			
	開口部面積	縦	cm × 横	cm × ケ所 = ~
	鉄筋等断面積	cm ×	cm × 本 ×	ケ所 = ~
	実際換気口面積	= ~ (B)		(B) > (A)
	強制換気			
	吸入口は床面から cm 放出口は地盤面から m (法定: 地盤面から5m以上)の位置に設置			
法定必要通風能力 m ³ /min に対し、実際通風能力は m ³ /min				
・法定通風能力	貯蔵施設面積	m ³ (面積の算定は、壁の内側の寸法より算出する) × 0.5 m ³ /min = m ³ /min ~ (A)		
・実際通風能力 m ³ /min ~ (B) (B) > (A)				
警戒標	掲示位置	貯蔵施設壁 その他()		
	表示内容等	LPガス貯蔵施設	掲示枚数: 枚	
		燃 (赤字文字)	掲示枚数: 枚	
		火気厳禁(赤字文字)	掲示枚数: 枚	
		販売所から50m以上離れた貯蔵施設である場合に、上記の他に掲げる警戒標		
		販売所の名称及び所在地	掲示内容:	掲示枚数: 枚
貯蔵施設の管理者の氏名	掲示内容:	掲示枚数: 枚		
		掲示内容:	掲示枚数: 枚	
消火器	消火能力	A - B -	設置個数	
			個	
火気等	火気等の種類		火気等までの距離	
	火気等との距離が2m以内である場合の措置			
	鉄筋コンクリート製障壁を設置	高さ	m 厚さ	
			cm	
コンクリートブロック製障壁を設置	直径	mmの鉄筋を縦	cm 横	
		cm 間隔に配筋		